

2020 年 12 月 23 日

課外活動団体のみなさま
学生のみなさま

学生部長
豊島 明子

年末年始の課外活動の禁止について

2020 年 10 月 6 日付けで「課外活動のさらなる段階的な再開（フェーズ 3）について」の方針をお示しし、10 月 12 日以降、各団体が行う競技等の活動内容に即した感染防止対策を講じることを条件に、「フェーズ 3」として許容される範囲での活動を再開する措置を実施してきました。課外活動団体の皆さんには、日々の体調管理や手洗い・消毒等の対策を講じながらの課外活動に取り組んでいただき、「うつらない工夫 うつさない配慮 人間の尊厳のために」を実践していただいていることに、深く感謝いたします。

しかしながら、現在、愛知県では 11 月 19 日以来「厳重警戒」のレベルが続いており、感染者数は高止まりの傾向である上、年末年始を目前に控え、一層の感染防止対策の徹底や高齢者等への拡大防止等の対策が広く求められている状況にあります。このような状況下で課外活動を行うことは、学生の皆さんの感染リスクを高めるだけでなく、仮に感染者が発生する事態となれば、地域の医療体制のさらなるひっ迫を招きかねず、特に年末年始の時期には、医療体制がひっ迫するリスクがより高くなることも予想されます。

このような新型コロナウイルス状況をめぐる情勢を踏まえ、学生の安全を最優先に、慎重に検討いたしました結果、下記のとおり、年末年始の課外活動を禁止する措置を講じることといたします。すでに許可されている活動についても、当該期間の課外活動はすべて禁止いたします。

なお、活動禁止に伴いキャンセル料が発生する場合や、加盟団体または連盟公式戦、公式行事等のやむを得ない活動が必要な団体は、至急、学生課へご連絡ください。

記

活動禁止期間：2020 年 12 月 29 日（火）～2021 年 1 月 6 日（水）

以上